

様式第5号(第13条関係)

保留地売買契約書

都市計画事業

土地区画整理事業施行者下野市代表者下野市長

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、下野市が施行する土地区画整理事業保留地処分に関する規則(平成18年下野市規則第171号。以下「規則」という。)を遵守の上、甲、乙間において、次の条項により売買契約を締結する。

(売買物件及び売買代金)

第1条 甲は、乙に対し、次に掲げる土地(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条第1項及び第2項の規定により生じた保留地)を㎡当たり 円、総額 円をもって売り渡し、乙はこれを買受ける。

土地の表示

街区番号	画地番号	地積(㎡)

(契約保証金)

第2条 乙は、契約保証金として、 円を甲に本契約の締結をするときに納付するものとする。その契約保証金には利子を付さない。

(売買代金の支払)

第3条 乙は、第1条の売買代金を 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により支払うものとする。この場合において、前条の契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

(土地の引き渡し)

第4条 甲は、前条により売買代金を受領したときは遅滞なく当該土地の受領書を徴して、乙に引き渡すものとする。

(使用又は収益の開始)

第5条 乙は、前条により当該土地の引き渡しを受けたとき、又は甲の承認を受けたときは、当該土地を使用し収益することができる。

(地積の変更に伴う精算)

第6条 当該土地について確定測量の後、地積に変更があったときは、その増減した地積に応じ第1条の単価により算出した金額を徴収又は還付するものとする。

(所有権移転登記)

第7条 当該土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後甲が行うものとする。ただし、換地処分に伴う登記完了時において、売買代金が完納されていない場合には、売買代金を完納した後に所有権移転登記を行うものとする。

2 前項の登記に要する諸費用は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第8条 乙が規則に違反したとき、又は本契約を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除したときは、契約保証金又は契約保証金相当額は、違約金として甲に帰属する。ただし、乙にやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

3 甲は、第1項により契約を解除したときは、乙が納付した売買代金のうちから前項に定める違約金を差し引いた残金の額を乙に返還するものとする。ただし、この返還する額に対しては利子を付さないものとする。

4 本契約を解除することにより、乙が損失を受けても、甲は、その責めを負わないものとする。

(原状回復義務)

第9条 乙は前条の規定により契約を解除されたときは、甲の指定する日までに当該土地を原状に回復して甲に返還しなければならないものとする。

(公租公課)

第10条 第4条に規定する当該土地の引き渡し後、当該土地に対する公租公課は乙の負担とする。

(費用負担)

第11条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(規則の適用)

第12条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項は、規則に定めるところによる。

(疑義の決定)

第13条 この契約条項又はこの契約条項に定めない事項について疑義が生じたときは、甲、乙、協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

都市計画事業

土地区画整理事業

甲 施行者 下野市

代表者 下野市長

印

乙 住 所

氏 名

印